

千葉県資源回収活動優秀団体表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源物の回収を行う活動（以下「資源回収活動」という。）を積極的に実施する団体を表彰することにより、その功績をたたえ、資源回収活動の一層の促進を図ることを目的とする。

(表彰対象団体)

第2条 表彰の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 千葉県資源回収促進奨励補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定による市の登録を受けた団体
- (2) 過去3年以上継続して要綱第7条の規定による資源回収促進奨励補助金交付申請書を市長に提出している団体
- (3) 第4条に規定する表彰基準を満たす団体

(表彰団体数)

第3条 表彰団体の数は年度ごとに20団体以内とする。

(表彰基準)

第4条 第2条第3項に規定する団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 前年度の回収量が上位の団体
- (2) 前年度との回収量の増加率が上位の団体
- (3) 資源回収活動の普及に向けた顕著な取り組みをしている団体
- (4) その他、特に表彰に値すると認められる団体

(被表彰団体の決定)

第5条 表彰対象団体の中から、前条の表彰基準に基づき被表彰団体を決定する。

2 表彰団体への決定通知は（様式第1号）をもって行うものとする。

(団体の推薦)

第6条 千葉県再資源化事業協同組合理事長は、要綱第4条第3号及び第4号に該当する団体がある場合は、次に掲げる事項を記載した推薦書（様式第2号）を市長へ提出し推薦を行うものとする。

- (1) 資源回収団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 推薦理由

(被表彰団体の選定方法)

第7条 要綱第5条第1項に規定する被表彰団体の決定にあたっては、外部識者の意見を参考とし、決裁により被表彰団体を決定する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、年に1回表彰状を授与して行う。

(既表彰団体の表彰)

第9条 既に表彰した団体は、表彰した年から5年間表彰しないものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号

千葉県資源回収活動優秀団体表彰決定通知書

平成 年 月 日

様

千葉市長

平素より、千葉県環境行政にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、このたび貴団体様を下記の理由により千葉県資源回収活動優秀団体として、表彰することを決定しましたので、千葉県資源回収活動優秀団体表彰実施要綱第 5 条の規定により通知します。

記

1 表彰理由

様式第2号

千葉市資源回収活動優秀団体表彰推薦書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

千葉市再資源化事業協同組合
理事長

平成 年度千葉市資源回収活動優秀団体について、下記の通り推薦いたします。

団 体 名	
代表者	
連絡先	
参加世帯数	
推薦理由 (要綱第4条第3項による)	